

議案第 52 号

基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「第25条」を「第26条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和 2 年 総務省令第87号）の公布により、引用条文の条番号の整理が必要なため、基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を改正する必要がある。

令和 2 年 12 月 11 日原案可 決